

えんトリー・ナコード 実施要領

1 目的

自分に合う結婚相手を紹介してもらうことを希望する未婚者に出会いの機会を提供するため、ボランティアによりお相手紹介を行う者を「縁結びナビゲーター」（以下「縁ナビ」という）として、「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」（以下、「センター」という。）に登録し、それぞれ相談を受けている未婚者（以下「相談者」という。）について情報交換しながらお相手紹介活動等を行ってもらう事業「えんトリー・ナコード」を創設することとし、必要な事項を定める。

2 相談者の範囲

鳥取県内在住者、県内勤務者又は鳥取県へ移住を希望する者で、次に定める事項を全て満たす者。

また、必ず本人が相談することとし、代理相談は不可とする。

- (1) 結婚を希望する者
- (2) 20歳以上の独身の者
- (3) メールを使用することができる者
- (4) 縁ナビからの身元の確認や連絡に対応できる者
- (5) 下記5の禁止事項の項目に該当しない者

3 相談者の事業の利用方法（別添1「フロー図」参照）

(1) 必要書類

利用規約（別添2）を確認後、事業の利用申込に必要な書類は次とおり。

ア 事業利用申込書（別添3）2部

イ プロフィールシート（別添4）2部

ウ プリント写真2枚

（本人のみが写り、3か月以内に撮影されたもの。上半身でL版程度の大きさ）

※任意で全身写真、趣味活動時の写真の提出可。

エ 写真付きの身分証（運転免許証又はパスポートなど。原本に限る。）

オ 本籍地の市町村長が発行する独身証明書（3か月以内に取得した原本に限る。）

※縁ナビが従前から相談を受けている場合は省略可能。

(2) 利用申込

ア 縁ナビに直接、お相手紹介の相談をする場合

（ア）利用規約を確認後、上記3（1）の書類を縁ナビに提出する。縁ナビは、上記3（1）ア～ウの各1部、エの写し及びオをセンターに提出する。

（イ）県において、暴力団員等（鳥取県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）ではないことを確認後、利用開始とする。

イ センターに縁ナビの紹介を依頼する場合

（ア）相談者は、利用規約を確認後、センターのホームページから縁ナビ紹介申込を行う。

（イ）センターは、相談者に連絡し、センターへの来所日時を決める。

（ウ）相談者は、センターに来所し、上記3（1）ア～ウの各1部、エ及びオを提出する。

（エ）県において、暴力団員等（鳥取県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員

等をいう。)ではないことを確認後、利用開始とする。

(オ) センターは、相談者にふさわしい縁ナビに相談内容を伝える。

(カ) 縁ナビは、相談者と面談を行い、「引受可能」と判断した場合、上記3(1)ア～ウを各1部ずつ預かる。「引受不可」と判断した場合、センターは別の縁ナビを紹介する。

(2) お見合いの相手探しから成婚まで

ア 縁ナビは、上記3(1)イ及びウの書類により、センターが主催する情報交換会等を活用し、お見合い相手を探す。

イ 縁ナビは、お見合いをさせる両者の合意を得られたら、両者とお見合いの日程・場所を調整し、お見合いを実施する。

ウ 縁ナビ(原則双方の縁ナビ)はお見合いに同席し、お見合いが円滑に進むよう会話のサポート等を行う。

エ お見合いをした両者は、お見合いから3日以内に、縁ナビに交際開始の意思の有無を報告する。

オ 縁ナビは、交際開始後も要望に応じて交際の支援・相談対応を行う。

カ お見合いをした両者は、交際開始後、次に定める事項を遵守する。

(ア) 社会規範とモラルを守り、双方の自己責任において交際すること。

(イ) 縁ナビから交際状況等の確認のため連絡があった場合は、必ず回答すること。

(ウ) 交際を中止したい場合は、原則、自身で相手に伝え、了解を得ること(縁ナビを通して伝えた方が適当な場合は、縁ナビを通して伝えることも可能)。了解を得た場合は、速やかに縁ナビに交際を中止した旨を連絡すること。

キ 成婚が決まった場合は、縁ナビに報告する。

4 相談者の事業利用に係る費用

無料とする。ただし、縁ナビとの面談やお見合いに係る交通費、通信費、飲食費は自己負担とする。

5 相談者の禁止事項

次の各号に掲げる行為その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の相談者に迷惑のかかる行為は禁止する。

(1) 結婚している、又は交際中の相手が存在しているにもかかわらず、当該事業の利用を申し込むこと。

(2) 暴力団員等(鳥取県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)である者が当該事業を利用すること。

(3) 当該事業を悪用すること、又は悪用しようとする事。

(4) ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他本人の結婚相手を探す目的以外の目的で当該事業を利用すること。

(5) プロフィール等に虚偽の記載をすることや、内容に変更が生じているにもかかわらず、その旨を縁ナビに伝えないまま当該事業を利用すること。

(6) お見合いで知り合った者に対し、待ち伏せし、見張りをし、面会、交際その他の義務のないことを行うことを強要し、著しく粗野又は乱暴な言動をする、その他つきまとい等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する「つきまとい等」

をいう。)の行為を行うこと。

- (7) 当該事業で知り得た秘密及び個人情報をも本人の了解なく、漏洩し、又は利用すること。
- (8) お見合い実施決定後、正当な理由なくキャンセルすることや、無断欠席すること。
- (9) センター及び縁ナビの信用、品位を傷つけること。
- (10) 当該事業に関し、他の相談者、縁ナビ、センター職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫すること。
- (11) 当該事業に関し、縁ナビ及びセンターに不当な要求を執拗に行うこと。

6 縁結びナビゲーターの役割

- (1) 相談者の希望に応じたお見合いの相手探し
- (2) お見合いの日程調整及び立ち会い
- (3) お見合い後の交際フォロー
- (4) センターが実施する事業の周知等

7 縁結びナビゲーターの要件

縁ナビは、次の(1)～(9)のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に居住していること
- (2) メールを使用することができ、センター及び利用者と連絡ができる環境にあること
- (3) 上記6の役割を理解し、当該活動に熱意があること
- (4) 氏名・居住地(市町村名)・顔写真・連絡先(センターと相談の上、センター電話番号等とする)も可能)をセンターホームページに公開することに同意すること
- (5) 暴力団員等(鳥取県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)ではないこと
- (6) 結婚相談、見合い及び結婚の斡旋、出会いの場の提供等を業として営んでいないこと又は当該業務に従事していないこと。
- (7) 当該事業で知り得た秘密及び個人情報を、適切に管理・保管し、本人の了解なく開示、漏洩、または利用しないこと。
- (8) 面接等により、センターが適当と認める者であること
- (9) センターが実施する次の研修を全て受講すること。
 - ア センターの概要説明(1コマ)
 - イ 活動マニュアルについて(1コマ)
 - ウ 個人情報の取扱いについて(1コマ)
 - エ 縁結びナビゲーターとしてのマナーについて(1コマ)

8 縁結びナビゲーターの登録

- (1) 縁ナビは、「縁結びナビゲーター登録申込書」(別添5)をセンターへ提出する。
- (2) 縁ナビ登録申込者は、センターと面談の上、上記7(9)の研修を受講する。
- (3) センターは、縁ナビ登録申込者のうち上記7((5)を除く)の要件を満たす者の一覧を県に報告する。
- (4) 県は報告に基づき上記7(5)の確認を行い、結果をセンターに報告する。
- (5) センターは、全ての要件を満たした者に対し、縁ナビ認定書及び携帯用証明書を発行する。

9 縁結びナビゲーターの登録取消

次のいずれかに該当する場合は、縁ナビ登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する申し出があった場合
- (2) 縁ナビの活動に際し、相談者に対して、いかなる名目によるかを問わず、紹介料、謝礼、交通費その他これに類する金品を求めること
- (3) 個人情報の不適切な収集、漏えい、不正な利用、改ざんその他個人情報の不適切な取扱いを行うこと
- (4) 縁ナビの活動に関し知り得た情報を営業活動、政治活動、宗教活動その他、縁ナビの活動以外の目的のために利用し、又は提供すること
- (5) 前4号に定めるもののほか、社会的信用を損なうおそれがある行為等、縁ナビとして不適切な行為が認められた場合

10 縁結びナビゲーターの活動報告

縁ナビは、お見合い結果、交際中止、成婚報告を都度センターに報告する。

11 縁結びナビゲーターへの活動支援

(1) 活動費用

ア 無報酬とするが、交通費としてお見合い1件あたり2,000円を、センターから支給する。

イ 縁ナビから相談者に謝礼を請求することは不可とする。ただし、成婚決定後、相談者から善意に基づく謝礼の申し出があった場合は、常識の範囲内であれば否定しない。

(2) 研修・情報交換会開催

センターは、定期的にフォローアップ研修、縁ナビ同士の情報交換会を開催する。

12 個人情報の取扱い

(1) センターは当該事業を実施するにあたり、「えんトリー・ナコードプライバシーポリシー」(別添6)を定め、鳥取県個人情報保護条例(平成11年3月12日鳥取県条例第3号)、その個人情報の取扱いに関する法令及びこのポリシーに従って個人情報を適正に利用し、提供し及び管理する。

(2) センターは、縁ナビなど個人情報を取り扱う関係者に対して、個人情報保護に関する研修等を実施する。

(3) 縁ナビは、その活動に際し知り得た秘密及び個人情報の取扱いについて、法令及びこのポリシーに従い、適切に管理・保管等を行わなければならない。

13 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は、センターが鳥取県と協議して定める。